

# 飲食店等営業事業者のみなさんへ

**原則屋内禁煙。喫煙には、事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要です。**

2018年7月の健康増進法の一部改正により受動喫煙防止対策が強化され、学校や病院等のいわゆる「第一種施設」は2019年7月から原則敷地内禁煙、事業所や飲食店等のいわゆる「第二種施設」については、2020年4月から原則屋内禁煙となるなど、改正法が全面施行されるとともに、北海道では、望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指し、2020年4月から「北海道受動喫煙防止条例」を施行しています。

こうした中、「第二種施設」である飲食店等においては、禁煙又は分煙（喫煙専用室又は指定たばこ専用喫煙室の設置）を選択し、必要事項を記載した標識を掲示するなど、各事業者において法及び条例に基づく受動喫煙対策の措置を講じていただく必要があります。

既存の小規模飲食店（2020年3月31日現在、飲食店の営業許可を受けており、客席面積100㎡以下かつ資本金等5,000万円以下の店舗）は、「既存特定飲食提供施設」として、法の経過措置として当面は、喫煙（フロア全体での喫煙等）を選択することが可能であり、この場合は施設所在地の道立保健所に「喫煙可能室設置施設届出書」を提出していただくこととなります。

※ 届出書の備考欄には、記載例にあるとおり、客席面積、資本金等の総額及び従業員に対する受動喫煙対策の内容を必ず記載してください。（労働者に対する受動喫煙対策は、健康増進法及び労働安全衛生法等により、事業者の責務（努力義務）とされています。

また、利用者に対して喫煙する場所を提供することを主たる目的とする公衆喫煙所やバー・スナック等の「喫煙目的施設」については、国の技術的基準を満たす喫煙目的室を設置するほか、標識の掲示や適切な広告・宣伝を実施する必要があります。

第二種施設及び喫煙目的施設におかれましては、こうした改正法及び条例の規定を遵守していただくようお願いいたします。

なお、喫煙専用室等における気流の測定などについては、各施設において実施していただくものでありますので、専門企業等に相談するなどして適切に対応いただきますよう、お願いします。

**標識及び届出書は道ホームページからダウンロード可能です。**



〔北海道保健福祉部健康安全局地域保健課健康づくり係  
※詳細は、店舗所在地の道立保健所へお問い合わせください。〕

※ 届出受理番号

## 喫煙可能室設置施設 届出書

令和 年 月 日

北海道知事様

保健食堂 北海道店 店長

届出者 北海 太郎

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。  
記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな) ①名称	ほけんしょくどう ほっかいどうてん 保健食堂 北海道店
	②-1 所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇町北3条西6丁目 (電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
	②-2 車両番号等	
	③営業許可番号	食衛(〇〇)第〇〇〇〇号
	④営業許可日	平成〇〇年 〇月 〇日
2 管理権原者	(ふりがな) ①氏名(法人にあっては、その名称)	かぶしきがいしゃ ほっかいどうほけんこーぼれーしょん 株式会社 北海道保健コーポレーション
	(ふりがな) ②法人にあっては、その代表者の氏名	だいひょうとりしまりやく ほっかい みちこ 代表取締役 北海 道子
	③住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市北3条西6丁目 (電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
3 備考	(担当者)氏名 (担当者)職名 (担当者)連絡先 北海 一郎 担当主任 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	その他伝達事項 ①客席面積 約60㎡(約18坪) ②3,000万円 ③従業員の受動喫煙対策 (例:勤務シフトや業務分担の工夫、灰皿等の片づけ時にマスク着用等を義務付ける、店内の換気に努める、従業員の休憩室を禁煙とする等)	

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。
- 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 3欄については、全ての項目を必ず記載すること。

※ 届出受理番号	
----------	--

喫煙可能室設置施設 届出書

令和 年 月 日

北海道知事様

届出者

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。  
記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな) ①名称	
	②-1 所在地	〒 - (電話 - - )
	②-2 車両番号等	
	③営業許可番号	第 号
	④営業許可日	年 月 日
2 管理権原者	(ふりがな) ①氏名（法人にあっては、その名称）	
	(ふりがな) ②法人にあっては、その代表者の氏名	
	③住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）	〒 - (電話 - - )
3 備考	(担当者) 氏名 (担当者) 職名 (担当者) 連絡先	
	その他伝達事項	

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。
- 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 3欄については、全ての項目を必ず記載すること。